

透析患者への移動支援・送迎の取組状況

① 介護予防・日常生活支援総合事業による取組

(総合事業とは：ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

② 介護予防・日常生活支援総合事業以外総合事業【以外】の取組

(総合事業【以外】とは：市町村が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

No.	市町村	事業	取組の具体的内容
1	秋田市	①	－
		②	【通院移送費給付事業】 内部機能障害1級、肢体不自由の下肢又は体幹機能障害1～3級、視覚障害1～3級のかたに通院用のタクシー券をひと月あたり4枚を上限に交付している。じん臓機能障害1級で、人工透析のためにタクシーで通院しているかたには、ひと月あたり12枚を上限に追加交付をしている。申請月によって交付枚数が変わる。 【バス運賃無料化事業】 透析患者以外も含めた身体障害者手帳又は療育手帳所持者に対し、手帳による割引との併用で、秋田市内の路線バスに限り無料となるバス券を交付している。バスで通学、通所、通院している方で、1週あたり3日以上介護者が付き添っている場合に限り、介護者の運賃も助成対象となる。
2	能代市	①	－
		②	【障がい者福祉・障害者外出支援事業】 重度障がい者(障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者)に①または②(人工透析通院者のみ)を実施し、社会参加(通院・外出)を支援する。 ①タクシー利用券交付 ・利用券1枚あたり初乗り料金相当額 ・月2枚(上限年24枚)※透析通院者で非課税世帯は月4枚(上限年48枚) ②自動車燃料費助成券(人工透析通院者) ・助成券1枚あたり500円 ・月2枚(上限年24枚)※非課税世帯は月4枚(上限年48枚)
3	横手市	①	第9期計画策定にあわせて、ニーズ調査を実施し、地域の担い手について、調査予定。
		②	①移送サービス事業(まるごと福祉課) 要介護4・5、身障手帳1・2級で座位保持困難な方の医療機関受診等の際にストレッチャーやリクライニング車椅子に対応した車両による送迎を実施する。(利用者負担有) ②タクシー利用券(社会福祉課) 1 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方に初乗り相当分のタクシー利用券を1ヶ月2枚、年間最大24枚を交付する。③との併給不可。 2 腎臓機能障がい(1～3級)で、透析治療のために週2回以上通院している、非課税世帯の方に初乗り相当分のタクシー利用券を1ヶ月4枚、年間最大48枚を交付する。③との併給不可。 ③通院交通費(社会福祉課) 腎臓機能障がい(1～3級)で、透析治療のために週2回以上通院している方へ3ヶ月ごとにタクシー基本料金相当額を支給。②との併給不可。 ④横手デマンド交通(経営企画課) あらかじめの予約を受けて運行する原則として乗り合いによる交通手段。(⑤の循環バスの運行地域への乗り入れは不可。)市内タクシー会社に委託。障がい者および第1種身障者の介護者は料金5割引。 ⑤横手市循環バス(経営企画課) 横手市街地を循環するバスを運行。運賃は距離に関わらず定額(200円)。障がい者及びその介護者は100円。 ⑥横手市運転免許証自主返納サポート(経営企画課) 運転免許証を返納された方に市内の公共交通機関(路線バス、循環バス、タクシー、デマンド交通、代替交通、介護タクシー)で利用出来る12,000円分の回数券を1回限り交付する。

透析患者への移動支援・送迎の取組状況

① 介護予防・日常生活支援総合事業による取組

(総合事業とは：ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

② 介護予防・日常生活支援総合事業以外総合事業【以外】の取組

(総合事業【以外】とは：市町村が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

No.	市町村	事業	取組の具体的内容
4	大館市	①	【地域包括ケア推進係】 NPO法人おおだて福祉ねっとが田代地区で行っている移動支援（訪問型サービスD）は、要支援1・2及び基本チェック該当者（要支援・要介護リスクが高いと判断された方）を事業対象としている。行き先が病院の利用者はいるが、治療目的までは把握していない。 なお、透析のための通院となると週に複数回と考えられるが、それほどの頻度で利用している方はいないので、透析治療を目的とした利用はないものと考えられる。 ※事業対象者であれば、透析目的での利用も可能と思われる。
		②	【障害福祉】 大館市重度心身障害者（児）移送費給付事業 タクシー利用助成券、自動車燃料購入助成券の交付 タクシー利用助成券 ・身体障害者手帳1～3級または療育手帳A 年16枚（10月以降10枚） ・じん臓機能障害者1～3級 年26枚（10月以降13枚） ※助成額1枚につき600円（1乗車あたり4枚まで使用可能） 自動車燃料購入助成券 ・未就学障害児で身体障害者手帳1～3級または療育手帳A 年16枚（10月以降10枚） ・じん臓機能障害者1級 年26枚（10月以降13枚） ※助成額1枚につき500円 【高齢者福祉】 大館市移送サービス事業 在宅高齢者の通院等について福祉タクシーの利用料金の全部または一部を助成。 ・大館市在住市民税非課税世帯、65歳以上、一般の交通機関を利用することが困難な要介護4または5の認定を受けている者又は車いすを常時利用している者への支援（利用者負担有） 利用券の交付枚数は、月当たり2枚に相当する分を、交付の決定月から当該年度の3月分までを一括交付 ※助成額は移送に要する時間が片道 30分以内の場合1,500円 30分超えの場合2,000円 1時間以上2,500円 【交通政策】 大館市高齢者等低額フリーパス券支援事業 乗合バス事業者が販売するバス定期券（市内全域）購入助成 （1）満65歳以上の市民 （2）身体障害者、療育、精神保健福祉手帳所持者（年齢は問いません） 1月定期 7,000円割引（通常価格 11,000円） 3月定期 11,000円割引（通常価格 22,000円） 6月定期 13,000円割引（通常価格 33,000円） 利用できる地域：大館市内のバス停留所 ※扶助限度あり（年2回まで）
5	男鹿市	①	－
		②	○重度身体障がい者の通院費助成 対象者： 本市に居住地を有し、身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級又は2級以上の方が対象 内容： 1 タクシーを利用する場合 ひと月2枚を限度に、タクシー券を年間24枚交付し、最大で年額16,800円までを助成 2 自家用自動車を利用する場合 上記の対象者欄にある事項に該当する方で、腎機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、かつ週2回以上人工透析のため医療機関に通院している方を対象とし、ひと月につき1,400円、年額16,800円を限度に燃料の給油に要した額を助成 3 バス回数券・バス定期券購入の助成を受けようとする場合 上記の対象者欄にある事項に該当する方で、腎機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、かつ週2回以上人工透析のため医療機関に通院している方を対象とし、年額16,800円を助成

透析患者への移動支援・送迎の取組状況

① 介護予防・日常生活支援総合事業による取組

(総合事業とは：ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

② 介護予防・日常生活支援総合事業以外総合事業【以外】の取組

(総合事業【以外】とは：市町村が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

No.	市町村	事業	取組の具体的内容
6	湯沢市	①	－
		②	介護保険法に規定する要介護認定3以上の方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分4以上の方は、事前に本事業への利用登録を行い、登録証の提示で、タクシー料金が課税世帯は半額、非課税世帯は1/4となります。 身体障害者手帳等をお持ちの方は各種交通機関の割引を受けられます。(割引率は乗り物や手帳の種別で違います) また、身体障害者手帳等をお持ちの方に対しては移動費用の助成もあります(1Kmあたり10円 登録者数：24名)
7	鹿角市	①	－
		②	【人工透析患者通院交通費助成事業】 腎臓機能障害で身体障害者手帳を有する者に対して、人工透析にかかる通院交通費を助成している。助成額は、通院交通費の実支出額(交通機関による場合は運賃の額、自家用自動車による場合は1キロあたり15円で計算した額)と、通院距離で定める基準月額と比較して低い額。 ・R6実績 利用者数29人 【障がい者福祉タクシー事業】 市内に住所を有する在宅の障がい者(児)で、身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けた者、療育手帳(A)の交付を受けた者又は精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の交付を受けた者が社会参加のためにタクシーを利用する場合、これに係る費用の一部を助成している。 ・タクシー利用券1枚600円 ・交付枚数：月2枚(上限年24枚)※透析通院者は月4枚(上限年48枚) ・R6実績：124人(うち透析患者14人)
8	由利本荘市	①	－
		②	①人工透析通院交通費助成事業 人工透析のため週2回以上医療機関に通院する方を対象に、居住地から通院医療機関までの距離に応じて助成する。 5km以上～10km未満 月額 2,000円 10km以上～20km未満 月額 3,000円 20km以上～30km未満 月額 4,000円 30km以上 月額 5,000円 ②障がい者通所交通費助成事業 障害者総合支援法の規定による介護給付費または訓練等給付費の支給決定や、由利本荘市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱第6条の規定による利用決定を受け通所している方を対象に、居住地から通所施設までの距離に応じて助成する。 10km未満 月額 2,000円 10km以上～20km未満 月額 3,000円 20km以上～30km未満 月額 4,000円 30km以上 月額 5,000円 ③重度身体障がい者(児)移送費給付事業 身体障がい者手帳(1～3級)の交付を受けた在宅の障がい者(児)で、視覚、平衡機能、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動機能)及び内部機能障がい者(児)が対象。 助成内容：小型タクシー料金の一部(基本料金)を助成する。 ※月2枚(年間最大24枚) ④市コミュニティバス運賃の無料化 由利本荘市内に住所を有し、次に該当する方で、「無料利用者証」の交付を受けた方が対象。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、特定疾患医療受給者証をお持ちの方。 ・生活保護を受けている方、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている方、児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センターにおいて養護等を受けている方。

透析患者への移動支援・送迎の取組状況

① 介護予防・日常生活支援総合事業による取組

(総合事業とは：ボランティア、NP0、民間企業、協同組合等が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

② 介護予防・日常生活支援総合事業以外総合事業【以外】の取組

(総合事業【以外】とは：市町村が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

No.	市町村	事業	取組の具体的内容
9	潟上市	①	－
		②	【潟上市重度身体障害者（人工透析患者）通院費補助】 人工透析を受けている方に通院加療に伴う負担の軽減を図るため、交通費の一部を補助 ◇対象者 ・ 潟上市在住で、前年分の世帯全員の所得税合算額が12万円以下の方 ・ 腎臓機能障害により身体障害者手帳1級の交付を受けている方 ・ 人工透析の通院加療を月8回以上受けている方 ・ 自分で、または家族などの送迎により通院加療を受けている方 （無料送迎サービスを利用している方は対象外） ◇支給金額 月：5,000円 支給月 年3回 4月～ 7月分 8月支給

透析患者への移動支援・送迎の取組状況

① 介護予防・日常生活支援総合事業による取組

(総合事業とは：ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

② 介護予防・日常生活支援総合事業以外総合事業【以外】の取組

(総合事業【以外】とは：市町村が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

No.	市町村	事業	取組の具体的内容
11	北秋田市	①	－
		②	①【高齢者障害者等外出支援サービス】 おおむね65歳以上の方で、歩行が困難でストレッチャーや車いすが常時必要な高齢者や障がい者等で、公共の交通機関の利用が困難な状態の方の通院・外出等の送迎を行う。利用範囲は病院への通院・買い物、墓参り、敬老式等の地域行事、冠婚葬祭、理美容院、選挙、各種届出用務等。 ■利用登録者数及び利用実人数(令和7年8月末時点) ・障害者 登録者数 47人(うち透析 7人) 実人数 19人(うち透析 8人) ②【人工透析通院費支給事業】※③との併給不可 人工透析治療を継続的に受ける必要のある方に対し、通院費用の一部を助成する。 ・対象者：市内に住所を有する市民税非課税の方で、人工透析治療のため週2回以上医療機関に通院している方 ・助成額：居住地から通院医療機関までの片道の距離に応じて月額700円～5,000円(市外の医療機関へ通院している場合は、居住地から北秋田市民病院までの距離で計算) ・利用人数：11名 (R6年度) ③【タクシー券】 障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級 所持者へタクシー券を交付。 ・利用券1枚あたり初乗り料金相当額 ※人工透析あり・自動車税減免なし 四半期につき12枚(上限年48枚) ※自動車税の減免を受けている場合 四半期につき4枚(上限年16枚) ・R6実績：278人、4,216枚交付(使用実績2,018枚)
12	にかほ市	①	－
		②	①にかほ市障害者交通費助成事業 概ね月の半分以上、通院・通学・通所または通勤する在宅障がい者(児)で、移動のために交通機関を利用しなければならない人に交通費の一部を助成する。 【対象者】 ・にかほ市に住民登録している在宅生活者 ・人工透析のために週2回以上通院している人 ・身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A・B)、精神障害者福祉手帳(1・2級)の交付を受け週3回以上、通所(施設等)・通学(学校)・通勤(仕事)している人 ※次の場合は対象外になります。 ・他から交通費等として助成を受けている場合 ・施設等の送迎を利用している場合 【助成額】 距離(片道)及び月額 10km未満 1,500円 10km以上20km未満 2,000円 20km以上30km未満 3,000円 30km 4,000円 【R6利用実績】実人数69人 ②重度身体障がい者(児)移送費給付事業(タクシー利用券給付) 下記条件に該当する方に社会参加と福祉の増進を図ることを目的とし、タクシー小型車初乗運賃相当額のタクシー利用券の交付。 【対象条件】 ・にかほ市に住所を有し、在宅障がい者(児) ・身体障害者手帳の表紙の等級が1級～3級で障害の種類は、視覚・平衡機能・下肢・体幹運動機能(移動機能)・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝臓 ・療育手帳A (交付枚数)年間24枚 【R6利用実績】交付人数202人 ③にかほ市コミュニティバス無料パス発行 にかほ市内に住所を有し、次に該当する方は、申請により無料パスの交付を受けることができる。 (手帳等の提示によっても無料でコミュニティバスの利用は可能) ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、をお持ちの方。 ・小中学生及び養護学校に在学している児童生徒 ・75歳以上高齢者 ・運転免許返納者 ※市内在住の全小中学生には無料パスを交付している。

透析患者への移動支援・送迎の取組状況

① 介護予防・日常生活支援総合事業による取組

(総合事業とは：ボランティア、NP0、民間企業、協同組合等が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

② 介護予防・日常生活支援総合事業以外総合事業【以外】の取組

(総合事業【以外】とは：市町村が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

No.	市町村	事業	取組の具体的内容
13	仙北市	①	－
		②	【人工透析通院費支給事業】 人工透析治療を受けるため、自宅から医療機関へ通院している方へ交通費の一部を助成する。 ・週2回以上通院し自宅から医療機関まで往復3キロ以上ある方 ・ご自分の運転又は家族等の運転で通院されている方 支給月 年2回 3月分～8月分 9月支給 9月分～2月分 3月支給 支給額 医療機関までの往復距離×通院回数×1キロあたり12円 *利用人数 37名 (R7.8末時点) *問合せ先 社会福祉課 0187-43-2288
14	小坂町	①	－
		②	①外出支援サービス事業 一般の交通機関の利用が困難な寝たきりの高齢者や障がい者を対象に、居宅と医療機関等への送迎を行うもので事業を委託し実施している。また、人工透析治療者で短期入所を利用している者についても対象となる。人工透析治療者の利用状況について、昨年度実績なし。 外出支援サービス事業の利用は週1回または月4回までで、利用料は無料。また、②との併用も可能。 ②小坂町福祉タクシー利用券・小坂町自動車燃料券（障害者支援） 在宅の障害者を対象に、タクシーの初乗り料金分を助成するもので、1年間で48枚利用できる。人工透析治療者の場合は、タクシー券の他に燃料券（1枚700円分×1年間48枚）を選ぶことが出来る。 令和6年度実績 タクシー券1名 燃料券12名
15	上小阿仁村	①	－
		②	【人工透析等通院交通費助成事業】 (対象者) 村に現に居住し、住民基本台帳に登録している者で、人工透析等の治療のため週2回以上、かつ1年以上継続的に医療機関へ通院する者。 (助成額) 居住地から通院医療機関までの距離に応じて助成 10キロメートル以上30キロメートル未満 月額 6,000円 30キロメートル以上50キロメートル未満 月額 8,000円 50キロメートル以上 月額 11,000円
16	藤里町	①	－
		②	事業名…藤里町治療継続支援事業 事業内容…人工透析の治療を継続的に受ける必要のある者の負担を軽減するための支援 (定額で現金1万円/月を助成。交通費負担を軽減する意図がある。) 対象者…藤里町内に住所を有し、人工透析治療のため、週に2回以上自宅から通院している者 利用者数…10人

透析患者への移動支援・送迎の取組状況

① 介護予防・日常生活支援総合事業による取組

(総合事業とは：ボランティア、NP0、民間企業、協同組合等が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

② 介護予防・日常生活支援総合事業以外総合事業【以外】の取組

(総合事業【以外】とは：市町村が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

No.	市町村	事業	取組の具体的内容
17	三種町	①	－
		②	①外出支援サービス事業 高齢者福祉事業で、町が社会福祉協議会に委託し、65歳以上の在宅高齢者等で一般交通機関を利用することが困難な者を対象に、医療機関への通院等を支援する外出支援サービス事業を実施している。 (65歳未満であっても町長が特に必要であると認めた場合は対象となる。運行範囲は三種町内、能代市内及び八郎潟町) 事業の対象者に「人工透析治療を目的とする者」が含まれている。1人当たりが受けられるサービスの回数は、1月に2回までとなっているが、「人工透析治療を目的とする者」については、この限りではないとされている。令和7年8月末現在の人工透析通院目的の利用状況は、実利用者数16名、利用延べ回数192回となっている。 ②特定疾病受給者通院費等助成事業 人工透析の治療のため三種町外の医療機関に1月に8回以上通院した者へ月額6,000円を支給。 年末年始については通院及び入院の費用について、次に掲げる区分に応じて、支給する。上限は2万円。 (1) 通院の場合 通院に要した費用(居住地と病院との区間に係る交通機関の費用に限る。)から1回当たり1,600円(片道のみ利用の場合は、半額とする。)を除いた額 (2) 入院の場合 入院に要した自己負担額から当該入院に係る給付金、保険金、その他給付される見込みの額を除いた額に(1)に定める額を加算した額
18	八峰町	①	－
		②	①八峰町特定疾病受療者通院費助成事業により、人工透析受療者に対し交通費を助成するもの。 令和7年9月1日時点助成対象者6名。 ②八峰町障害者移動支援事業により、身体障害者手帳の交付を受けている人工透析受療者等に対し、介護タクシー事業者等に運営を委託し通院の支援を行うもの。令和7年9月1日時点透析通院に係る利用決定者2名。 ※①②の同時利用不可。
19	五城目町	①	－
		②	腎臓機能障害を有し、人工透析療法による医療の給付を受けている者を対象に、町単独で通院移送費を助成している。 1. タクシー利用の場合 ひと月あたり12枚、年間最大144枚のタクシー利用券を交付(基本料金部分の助成) 2. タクシー以外の場合 役場から医療機関までの往復距離×10円(1kmあたり10円)×通院回数で算出された金額を助成 ※R6年度の給付決定者は10名である。
20	八郎潟町	①	－
		②	①八郎潟町通院タクシー事業 在宅の要介護高齢者または身体障がい者等に対し、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なために、通院時にタクシーを利用した場合、その料金の1部を1枚500円の利用券として補助します。 ●対象者：要介護1以上、身体障がい者手帳1級～3級、下肢に障がいのある方、療育手帳A所持者。 ②南秋地域広域デマンド型乗合タクシー 他の利用者と同乗しながら、湖東厚生病院(人工透析設備あり)を含む路線で運行するタクシーです。利用には事前予約が必要になります。ご自宅までの送迎を希望の方は登録が必要です。 ●利用料金：300円/回 ①、②ともに透析治療を目的とした利用状況は不明ですが、利用可能です。 ③八郎潟町じん臓機能障害者等通院交通費補助 町内在住のじん臓機能障害または小腸機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている者に対し、交通手段に関わらず、役場から医療機関までの往復距離数に1キロあたり4円を乗じ、通院回数を乗じた額を町単独で助成している。ただし、月5,000円を上限。また、100円未満の端数が生じた時は切り捨てる。

透析患者への移動支援・送迎の取組状況

① 介護予防・日常生活支援総合事業による取組

(総合事業とは：ボランティア、NP0、民間企業、協同組合等が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

② 介護予防・日常生活支援総合事業以外総合事業【以外】の取組

(総合事業【以外】とは：市町村が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

No.	市町村	事業	取組の具体的内容
21	井川町	①	—
		②	井川町人工透析患者通院費助成事業 腎臓機能障害を有し、人工透析療法を受けるために自家用車で通院している方を対象に、通院1回ごとに100円～700円の通院費を支給する。通院費は井川町役場から各医療機関までの片道の距離に応じて設定。無料の送迎サービスを利用した場合は対象外。 R6実績…6名
22	大湊村	①	—
		②	●じん臓機能障がい者等通院交通費支援事業 【事業内容】 じん臓又はその他の身体機能に継続的な通院治療を施さなければ生命にかかわる障がい者を有する者が、障がいに基づく症状の治療のため自家用車またはタクシーを利用し医療機関へ継続的に通院する場合に交通費の一部を助成する。 【扶助額】 次に掲げる金額。ただし、年間18万円を上限とする。また、年度の途中にあって新規に受給資格者がある場合は、治療開始月から年度末までの月数に1万5千円を乗じた金額が上限。 (1) 自家用車の場合 通院回数に、通院距離の区分に応じて定める扶助単価を乗じて得た額。 扶助単価は、通院距離(片道)20kmで扶助単価200円、以降10km毎に+100円、50km以上で600円 (2) タクシー利用の場合 タクシーの利用料金額。
23	美郷町	①	—
		②	○透析通院者支援事業費補助金 透析通院者の負担軽減を図るため、通院費用を助成する。 【対象者】 じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けており、血液透析加療のため自宅から医療機関に通院している方 【助成額】 通院1回につき450円 【支給方法】 年4回(7・10・1・4月) 対象者本人名義の口座に支給 【利用者数】 24名
24	羽後町	①	—
		②	人工透析を受けるための通院に要する費用の負担軽減を図ることを目的に、「人工透析通院援護費」を支給している。 支給額は、自宅から人工透析を受ける医療機関までの路線距離に1キロメートル当たり37円を乗じて得た額。 R3実績・・・23名 ※補足 申請は本人から当初の1回のみ(毎月ではありません)。支給は毎月、利用実績に基づいて事後にしています。回数(通院日数)は町が毎月医療機関に対して書面で照会しています。利用上限は無し。

透析患者への移動支援・送迎の取組状況

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業による取組
(総合事業とは：ボランティア、NP0、民間企業、協同組合等が主体となっており、市町村が支援している取り組み)
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業以外総合事業【以外】の取組
(総合事業【以外】とは：市町村が主体となっており、市町村が支援している取り組み)

No.	市町村	事業	取組の具体的内容
25	東成瀬村	①	－
		②	障害者通院費助成事業 【事業内容】 腎臓の機能に障害を有する方が、医療機関において血液透析療法の治療を受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成する。 【助成金額】 1人1か月あたり9,000円 【利用者数】 R6年度実績 0人 【財源】 村一般財源